

シンガポール知的財産庁(IPOS)－日本国特許庁(JPO)間の 特許審査ハイウェイ試行プログラム

1. 背景

通常、いくつかの国で発明を保護する特許を取得するためには、発明がそれぞれの国でサーチ・審査されなければならない。もしこれらの国の特許庁が自分たちのサーチ及び／又は審査の結果を互いに共有すれば、特許庁が先になされた審査結果を参照することが次のようないくつかの潜在的な利点を持つことになる。

- 仕事量の減少－先になされた審査結果を参照することで、後のサーチと審査の必要性を減少または消滅させることができる。
- より迅速な審査－一般的に、仕事量の減少はより迅速な特許審査につながる。
- より良いサーチと審査－審査官が利用できないデータベース（たとえば、特定技術分野のデータベース、ローカルのデータベース、他言語のデータベース）に他の特許庁がアクセスできることがあるため、それらの特許庁のサーチ・審査結果を参照することで、審査官のアクセスできない先行技術の情報や評価が提供される。

2. 特許審査ハイウェイプログラム

2.1 シンガポール知的財産庁(IPOS)－日本国特許庁(JPO)間の特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムは二庁がサーチ・審査結果を互いに共有する方法の1つである。

2.2 IPOS が第一庁(OFF)でありシンガポール出願が特許可能と判断された請求項を含む場合、出願人は第二庁(OSF)である JPO に対応出願の早期審査を請求することができる。JPO への PPH 試行プログラム申請の要件と手続は JPO のウェブサイト <http://www.ipo.go.jp> から入手できる。

2.3 JPO が OFF であり、日本出願のサーチと審査の最終結果または特許査定が入手可能である場合、出願人は、下記の手続及び要件で定められた日本出願の所定情報を提供することで、OSF である IPOS の対応出願について早期審査を請求することができる。明確化のために記すと、出願人は全ての必要な書類を IPOS に提出することが求められ、IPOS に対し JPO の特許電子図書館(IPDL)から書類を取得するように要求することはできない。

3. PPH プログラムの試行期間

PPH 試行プログラムは 2009 年 7 月 1 日から始まり、2010 年 7 月 1 日までの 1 年間の期間で終わる。この期間は PPH プログラムの実現性を十分に評価するために必要に応じて 1 年を限度に延長することができる。IPOS と JPO は試行期間後、試行プログラムの結果を評価し、プログラムを本格実施するか否か、またどのように本格実施するかを決定する。また両庁は、申請案件数が管理できる水準を超えた場合やその他の理由で、PPH 試行プログラムを早期に終了することもできる。2010 年 7 月 1 日より前に PPH 試行プログラムを終了する場合は通知がなされる。

4. シンガポール特許出願の早期審査申請に係る要件と手続

4.1 要件 1

以下は、PPH 試行プログラムに基づきシンガポール出願の早期審査を IPOS に申請することができる事例である。

- (1) シンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条に基づき、PPH 申請の基礎となる日本国出願により適法に優先権を主張している。(図 1 参照)
- (2) 上記(1)のシンガポール出願の分割出願であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条に基づき、PPH 申請の基礎となる日本国出願により適法に優先権を主張している。(図 2 参照)
- (3) シンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条に基づき、日本国出願により適法に優先権を主張し、PPH 申請の基礎となる日本国出願もまた日本国特許法に基づき前記日本国出願により適法に優先権を主張している。(図 3 参照)
- (4) 上記(3)のシンガポール出願の分割出願であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条に基づき、日本国出願により適法に優先権を主張しており、PPH 申請の基礎となる日本国出願もまた日本国特許法に基づき前記日本国出願により適法に優先権を主張している。(図 4 参照)
- (5) シンガポール出願が PCT 出願の国内段階であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条及び第 87 条に基づき日本国国内出願により優先権を主張しており、この日本国国内出願が PPH 申請の基礎となっている。(図 5 参照)
- (6) シンガポール出願が PCT 出願の国内段階であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条及び第 87 条に基づき日本国国内出願により優先権を主張している。PPH 申請の基礎となる日本国出願が同一の PCT 出願の国内段階であり、その PPH 申請の基礎となる日本国出願が日本国特許法に基づき前記日本国国内出願により適法に優先権を主張している。(図 6 参照)
- (7) 第一の PCT 出願がある。第一の PCT 出願により適法に優先権を主張する第二の PCT 出願がある。シンガポール出願が第二の PCT 出願の国内段階であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条及び第 87 条に基づき第一の PCT 出願により適法に優先権を主張している。PPH 申請の基礎となる日本国出願が第二の PCT 出願の国内段階であり、その日本国出願が日本国特許法に基づき適法に第一の PCT 出願により優先権を主張している。(図 7 参照)

4.2 上記事例を表す図は別紙に記載。

4.3 要件 2

IPOS が、シンガポール出願について適法な特許様式 11C を受理しておらず、特許様式 12/12(2004)又は特許様式 11/11(2004)それぞれに基づいて作成された審査報告書またはサーチ・審査報告書が発行されていない。¹

4.4 手続

- (1) 適正に記入された特許様式 11B/11B(2004)と特許様式 14/14(2004)を提出する。これらの申請様式は下記から取得できる。²
<http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Patent+Forms+and+Fees.htm>
- (2) 特許様式 11B/11B(2004)とともに下記の書類のいずれかを提出しなければならない。
 - a. JPO により適正に認定された又は登録官が受理可能な、申請の基礎となる日本国出願の特許公報の写し。
 - b. サーチ及び審査の最終結果の書類と、申請の基礎となる日本国出願の最終結果で参照されている特許請求項の写し。
- (3) 申請様式が電子的に（オンライン又は電子媒体で）提出された場合、“IPOS-JPO PPH acceleration requested”という文言を申請様式の“Remarks”欄に挿入しなければならない。
- (4) 申請様式が Service Bureau を通じて紙媒体で提出された場合、申請様式とともにカバーレターを提出しなければならない。カバーレターには、そのタイトルに“IPOS-JPO PPH acceleration requested”という文言が含まれなければならない。
- (5) 以降全ての IPOS との通信文書には同様に“IPOS-JPO PPH acceleration requested”の文言が付されなければならない。

4.5 PPH 試行プログラムに基づき早期審査が申請されたシンガポール出願は、シンガポール特許法及びシンガポール特許規則に従って処理される。法文は下記から取得できる。<http://www.ipos.gov.sg/topNav/leg/Statutory+Acts.htm>.

4.6 出願人はシンガポールにおける特許に関する事項、特にシンガポール特許法第 30 条（特許付与）及び第 69 条（侵害救済の制限）について専門家の助言を求めるべきである。

5. 問い合わせ先

IPOS-JPO 間の特許審査ハイウェイに関しては、電話番号(65) 63308 609 又はタイトル冒頭を“IPOS-JPO PPH”とした linda_bernadatte_mitchell@ipos.gov.sg 宛のメールで IPOS の Ms Linda Bernadatte Mitchell にお問い合わせのこと。

¹ 出願日が 2004 年 7 月 1 日より前のシンガポール出願は、“2004”様式でないものを利用する。出願日が 2004 年 7 月 1 日以降のシンガポール出願は、“2004”様式を利用する。

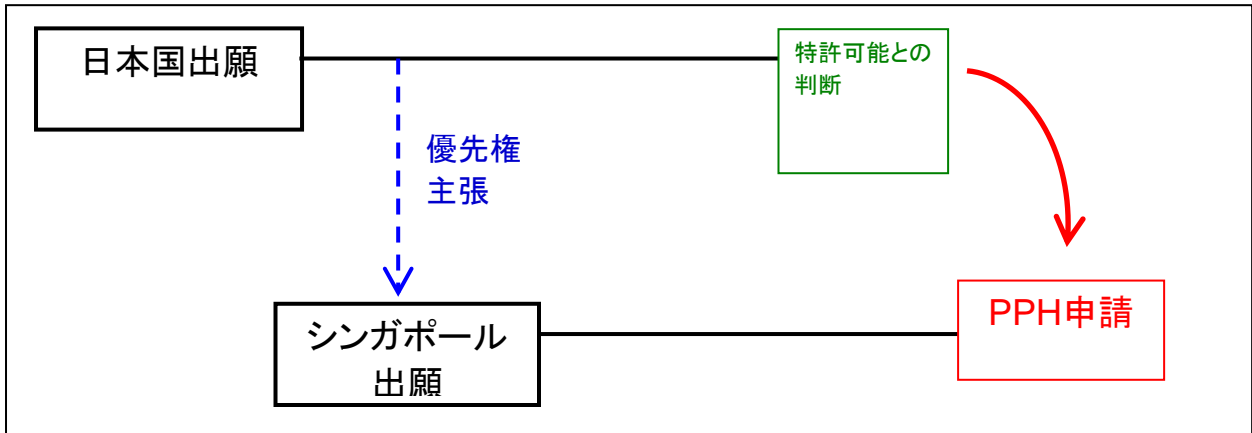
² 同上

シンガポール知財庁
2009年7月1日

本仮訳は、原文 (Patent Prosecution Highway Pilot Programme between the Intellectual Property Office of Singapore and the Japan Patent Office) の内容の理解を助けるために作成されたものであり、訳文と原文で内容に食い違いがある場合は、原文が正しいこととなります。IPOS に対して手続きを行う際には、必ず原文をご確認ください。

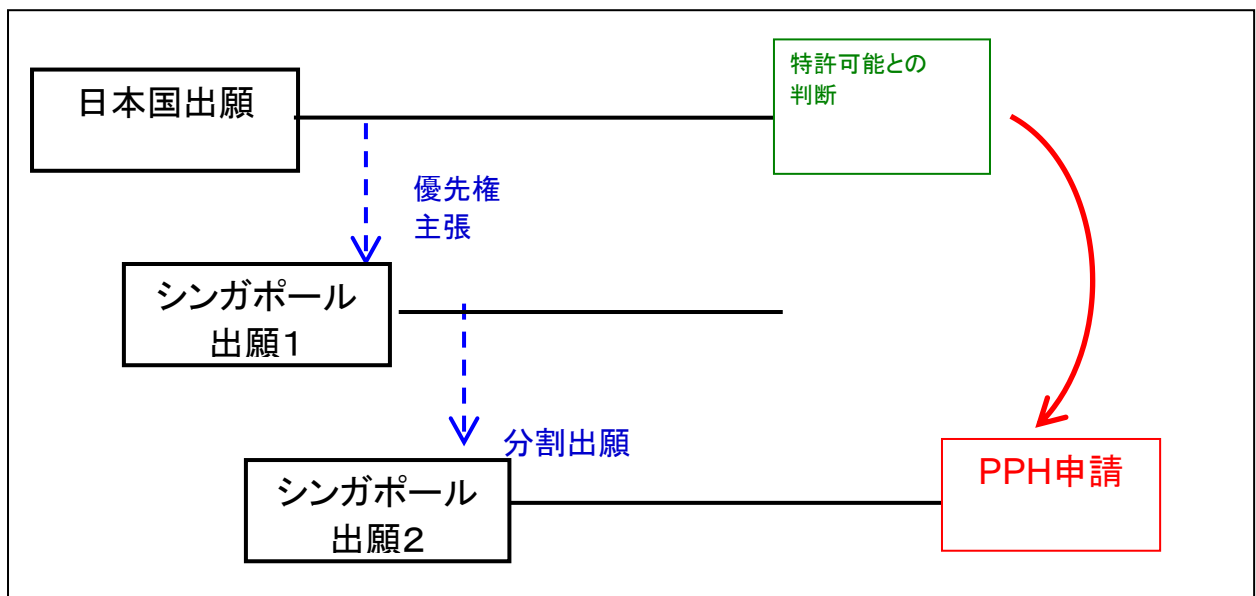
事例(1)に該当するシンガポール出願の図

図1: シンガポール出願がシンガポール特許法第17条に基づき、PPH申請の基礎となる日本国出願により適法に優先権主張している。



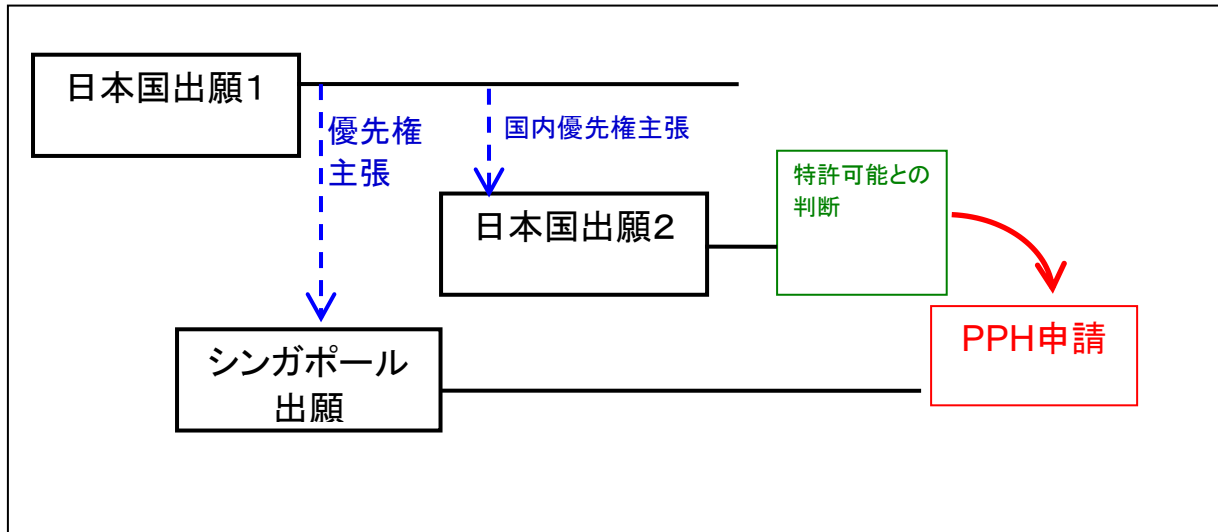
事例(2)に該当するシンガポール出願の図

図2: 上記(1)のシンガポール出願の分割出願であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第17条に基づき、PPH申請の基礎となる日本国出願により適法に優先権を主張している。



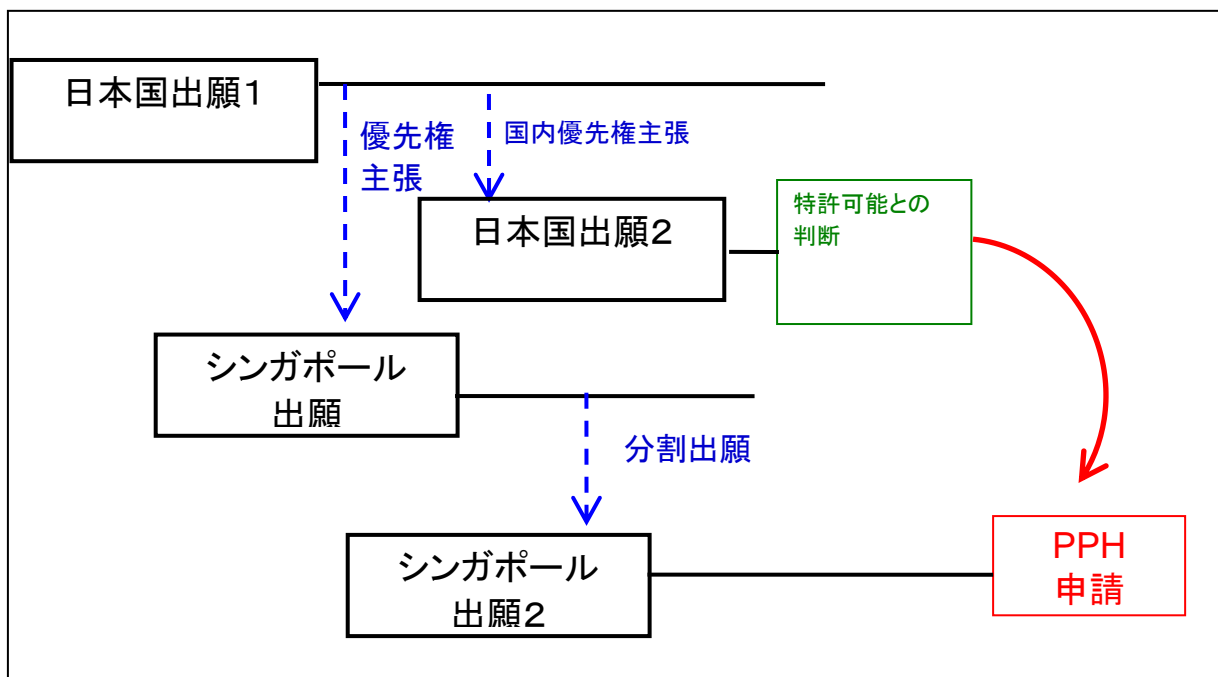
事例(3)に該当するシンガポール出願の図

図 3: シンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条に基づき、日本国出願により適法に優先権を主張し、PPH 申請の基礎となる日本国出願もまた日本国特許法に基づき前記日本国出願により適法に優先権を主張している。



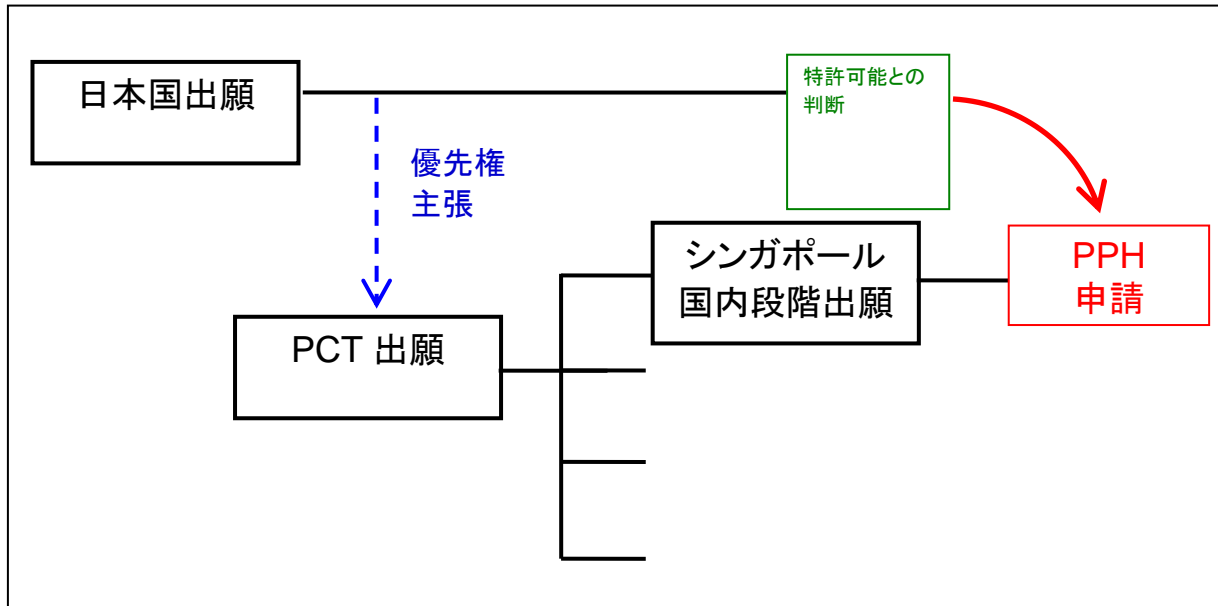
事例(4)に該当するシンガポール出願の図

図 4: 上記(3)のシンガポール出願の分割出願であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条に基づき、日本国出願により適法に優先権を主張しており、PPH 申請の基礎となる日本国出願もまた日本国特許法に基づき前記日本国出願により適法に優先権を主張している。



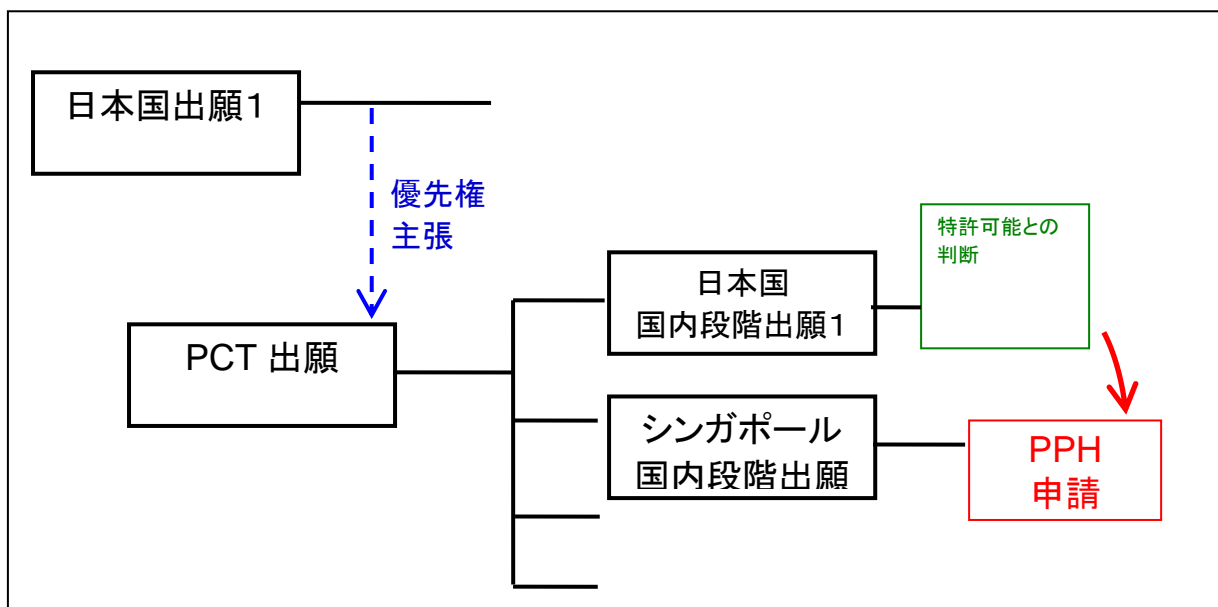
事例(5)に該当するシンガポール出願の図

図 5: シンガポール出願が PCT 出願の国内段階であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条及び第 87 条に基づき日本国国内出願により優先権を主張しており、この日本国国内出願が PPH 申請の基礎となっている。



事例(6)に該当するシンガポール出願の図

図 6: シンガポール出願が PCT 出願の国内段階であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条及び第 87 条に基づき日本国国内出願により優先権を主張している。PPH 申請の基礎となる日本国出願が同一の PCT 出願の国内段階であり、その PPH 申請の基礎となる日本国出願が日本国特許法に基づき前記日本国国内出願により適法に優先権を主張している。



事例(7)に該当するシンガポール出願の図

図 7: 第一の PCT 出願がある。第一の PCT 出願により適法に優先権を主張する第二の PCT 出願がある。シンガポール出願が第二の PCT 出願の国内段階であり、そのシンガポール出願がシンガポール特許法第 17 条及び第 87 条に基づき第一の PCT 出願により適法に優先権を主張している。PPH 申請の基礎となる日本国出願が第二の PCT 出願の国内段階であり、その日本国出願が日本国特許法に基づき適法に第一の PCT 出願により優先権を主張している。

